令和7年度 市民税・県民税申告の手引き

郵送による提出をお願いします。



郵送による申告方法

【郵送での申告を簡略化しました】

下記の「<u>記載事項</u>」の記入と「<u>添付資料</u>」を同封するだけで郵送による申告が可能です。「記載事項」以外の記入に不足があった場合でも、詳細については職員が添付資料を確認し、各所得 ・ 所得控除に関する内容を補完します。そのため、添付資料がある人は必ず同封してください。資料の同封がない場合は、控除の適用ができませんのでご注意ください。

■記載事項

【必ず記入】

□ 住所・氏名・生年月日・電話番号など本人に関する事項 【該当する場合、必ず記入】 □ 配偶者控除(配偶者特別控除)・扶養控除に関する事項 □ 障害者控除に関する事項 □ 寡婦控除・ひとり親控除に関する事項

申告書の内容について確認させていただく場合がありますので、電話番号の記入を忘れずにお願いします。

■添付資料(コピー可)

【収入に関する書類】

- □ 給与所得の源泉徴収票
- □ 公的年金等の源泉徴収票

□ 勤労学生控除に関する事項

- □ 営業・農業・不動産の収支内訳書
- □ 報酬・料金の支払調書
- □ 個人年金の支払証明書 など

【控除に関する書類】

- □ 医療費控除の明細書(領収書は提出不要、自宅で5年間保管)
- □ 社会保険の控除証明書(国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金など)
- □ 生命保険・地震保険の控除証明書
- □ 寄附金(ふるさと納税含む)の証明書、受領証
- □ 障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書の写し など

郵送先

T819-1192

福岡県糸島市前原西一丁目1番1号 糸島市役所 市民部 税務課 市民税係 同封の返信用封筒(緑色)をご利用ください。

申告期限は令和7年3月17日(月)です。

医療費控除には明細書の 作成・添付が必要です。 領収書のみでは医療費控 除が受けられません。

(詳細は8ページ)

申告書の書き方

※押印は不要です。

※4、5ページとあわせてご覧ください。

必ず住所・氏名・生年 月日・電話番号などを ご記入ください。

令和7年度分

市民税・県民税 申告書 国民健康保険税

現住				糸島市	前原西	一丁目1番					
糸	島市長	殿	1月1日現在 の住所	糸島市					電話番号	092-323-1111	
提	提出年月日		フリガナ - 氏 名	イトシマ		/m 1 of U		123456789012			
年	月	日	12 71	/\ \ \	VIN						
7	2	I	生年月日	大:昭 〇	· O · O	世帯主 の氏名 糸島	太郎		世帯主から 本人	業種又は 職業 会社員	

所得から差し引かれる金額に関する事項 業 営 (13) 社会保険料 控 除 F 業 農 1 動 収 合 計 利 新生命保険料の計 配 (15) 入 生命保険料 新個人年金保険料の計 旧個人年金保険料の計 給 G 金 介護医療保険料の計 額 雑 業 地震保険料の計 旧長期損害保険料の計 16地震保 **(H)** 険料控除 等 $(17)\sim(19)$ 寡婦 ひとり親 勤労学生 成年 身体 郎 障害の 程度 級度 糸島 氏名 事 K 障害者 控除 障害の 程度 級 氏名 業 度 (21) \sim (22)不 動 2 **太·昭 〇・ 〇** 糸島 花子 0 氏名 配偶者控除・ 配偶者特別控 除・同一生計 配偶者 250,000 利 所 個人 □ 同一生計配偶者 配 同居・ 別居の 区分 ☑同居 続 □別居 柄 氏名 糸島 一郎 大·昭 O· O· O 父 得 (23) 控除額 業 金 雑 そ 0 生年 月日 □同居続 氏名 扶 額 区分 個人番号 控除額 養 生年 月日 大·昭 平 □同居 続□別居 柄 氏名 別居の 控 個人 番号 控 除 額 生年 月日 □同居 □別居 除 ^{円石}別居の 氏名 所 個人 番号 控除額 得 か 同居・ 別居の 区分 ☑同居 □別居 子 氏名糸島 正 b 差 個人 番号 (控除: 生年 大·昭 月日 平 同居・別居の □同居 □別居 養 氏名 引 対象外側の扶養な 礎 か 個人番号 外 れ 同居・ 別居の 生年 月日 □同居 □別居 大·昭 平 る 雑 損 控 氏名 金 個人 額 別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12 別居の同一生計配偶者・扶養親族等に関する事項」を記入してください。 扶養控除額の 損害の原因 (26) 雑損控除 損害金額 0 □選択する 医療費控除 裏あり・なし

添付書類あり・なし 等 分離肉用牛 産 ウ 子 工 当 オ 力B 与 公的年金等 キ 務 力(C その他 ケ 短期 <u>⊐</u>(0 長期 €(F 営業 等 1 免税所得 (2) 業 3 産 4 (5) 半 与 6 公的年金等 (7)(8) (9) 他 合計 (⑦+⑧+⑨) 10 総合譲渡・一時 (11) 計 (12) 繰越損失 社会保険料控除 (13) 小規模企業 共済等掛金控除 (14) (15) 生命保険料控除 地震保険料控除 (16) 寡婦、ひとり親控除 勤 労 学 生 障 害 者 控 除 20 21) 配偶者(特別)控除 控 23 控 除 24) ③~②までの計 25) 除 (26) 医療費控除 27) 計

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離 課税等用)」もあわせて提出してください。

- 5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において 65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

□ 給与から差引き (特別徴収)
□ 自分で納付 (普通徴収)
「個人番号」欄には、個人番号 (=マイナンバー 行政手続きにおける特定の個人を搬別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

6	目給などの)給与月	の内訳 F得のある	人で、源泉復	枚収票 \	O=r-	组介	=n	/% ≠ ≠	9 幼사 미ə エン 호	5 \ /8	配当	所得に関	よる事項			\	
	のない人に	給	してくださ	۱٬°)	所得の		外訳 種	目	後収税 額	冥/ (9 者の「名称」	雑所行及び	导(公的	年金等以外	ト)に関っ 人金額			〈 數収税額
月	日	市	日数	月	収		/1里炽	1里	H	法人	番号又は所在	地」等		427	(亚帜	円	1/3×7×13	X4X17L100
						╢╴												
2						╢						-(P)					
3																		
4																		
5										行得に関す				八里勿	# . 14	F 374 - 14. 14	₩ F/\ ₩Z	育包甲管
6						- 新得の	ク性独	「法人	番号又は	1称」及び は所在地」等	収入	並領	円	必要経	其 円	享従者 担	空) 好額	特別控除額
7						╢						-(A						
8						╢╴												
9			_ B					所得(こ関す	る事項			'					
Ė						配当所種類		支払 「法人	A者の「名 、番号又は	: 称」及び は所在地」等	支払確	在定年	三月	収え	人金額	円	必要	E経費 円
10						╢						•						
11						╢						•						
12					р													
L	賞与				Р		.u=r.	(日 / ハ	44 F	^ # N W	\	- 7 -			式等に係 所得税額			F
NI.		計				9 - 斯得σ				金等以外 ^{5称〕及び} ^{3所在地」等})[_関す		場 入金額	71 🗆 //	7114 0280	-	公要経	費
法)所	人番号又 在	は 地				╢╴		1,20	CE -5 > CI	*// [E-G] \		6	<u> </u>		円			F.
茧	務先名	1										C						
電	話番号	7				<u> </u>												
10	総合	譲渡	・一時	所得の所						差引	金額		#+ Di	[Jub 17人 box	:		所得金	額
⊩		短	期	収入	正 領	H	必要;	性質	円	(収入金額-		円	行为,	控除額	円 イ	(差引金		別控除額)
総合	合譲渡	長	期						—(t						D			
H	_	時	773						T(E						ハ			
右上の	のイの金額	領を表面の	面のコに、 の⑪の所得	ロの金額を記金額欄へ記え	表面のサに 人してくだ	、ハの金額	を表面	のシに記	己入して	ください。	二台	合計 /	/+ [(¤	1+ハ)×1	1/2]			F
11				する事項									13 7	索附金	に関す	-る事:	項	
В	- 名			続柄		生年 大·昭 月日 平·令			専従	者給与 除)額		Ft.	都	道府県、市 (特例控除	i区町村分 対象)			F
	間人 手号	1	1 1		1 1			送事 月数	F			_	福岡県の非府県、市口	共同募金会、 区町村分(特	日赤支部分 例控除対象	都道		
	元名			続柄		生年 大·昭 月日 平·令				者給与除)額		円	条例指	定分 —	福岡	景		
2 個 番	国人 香号	1	1 1		1 1	A	í	従事 月数	F						糸 島	市		
	元名			続柄		生年 大·昭 月日 平·令			専従(控	者給与除)額		円	14 酉	2当割額 2関する	夏又は あ 事項	朱式等	譲渡月	斤得割額
	国人 香号	1	i I		1 1			従事 月数	F			7	令和4年	∈度から令	和5年度	までに言	庁県民税 ⊃いて、	申告をした特 繰越損失控除
所得	税における	青色申	告の承認の	有無 承認あ	 承認 	なし	合計額	į (人)				があるの	で下記の		告します 学金額		住民税の
12	別居	の同·	一生計	配偶者・	扶養親	族等に	関す	る事ュ	頁					合課税分		_	円	泉徴収税額
1 氏					主所					生年 月日	大·昭 平·令 •		当分	雑課税分	(R)		
2 氏	:名			1	主所						大·昭 平·令 •		特定株式等	等譲渡所得				
3 氏	:名			1	主所					生年	大·昭 平·令							
		全部	国東女+売	除に関す		i				月日								
\Box	门 1 寸。	亚朗	响走任	続 (美) 9	⊘ 尹 児	生年 大·昭 月日 平·令			に該	障害者 身体 当する 療育			級					
1	引人					刀口 半・竹	別月	B) 居の場合	坩	計 精神			度			\dashv		
1 往	等号	1	1 1		1 1	1 1	1	住所	1									

申告書の書き方

収入金額等に関する事項

記載内容に不足がある場合でも、詳細については職員が添付資料を確認し補完しますので、添付資料を必ず同封してください。また、配偶者控除・扶養控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除・障害者控除については添付資料での確認だけでは不十分な場合があるため、必ず申告書の各欄に記入してください。

A 営業等・農業・不動産所得

営業等(自営業や保険外交員など)、農業や不動産の収入がある人は、申告書裏面の『7 事業・不動産に関する事項』に記入のうえ、「収支内訳書(収入や経費の計算書)」をご自身で作成し、添付してください。

※事業専従者がいる場合は、収支内訳書に記載した専従者について、裏面の『11 事業専従者に関する事項』に記入してください。

B 給与所得(詳細は6ページ)

給与所得がある人は「令和6年分給与所得の源泉徴収票」を添付してください。

源泉徴収票がない人は、裏面の『6 給与所得の内訳』欄に、各月の月収と合計額、勤務先所在地、勤務先名、電話番号を記入してください。

※給与収入金額が850万円を超える人で、①特別障害者に該当する人、②23歳未満の扶養親族を有する人、③特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する場合のいずれかに該当する人は、所得金額調整控除の対象となります。裏面の『15 所得金額調整控除に関する事項』に記入してください。

© 雑所得(詳細は6ページ)

- ●公的年金所得がある人は、「令和6年分公的年金等の源泉徴収票」を添付してください。
- ●業務雑所得(原稿料や講演料、ネットオークションなどを利用した個人取引、シルバー人材センターの配分金など)やその他雑所得(生命保険年金に基づく個人年金など)がある人は、裏面の『9 雑所得(公的年金以外)に関する事項』に記入のうえ、支払証明書などを添付してください。

② 総合譲渡所得

自動車や骨とう、ゴルフ会員権などの資産の譲渡から生じる所得は総合譲渡所得になります。譲渡した 資産を取得してから譲渡するまでの保有期間により、短期(保有期間が5年以下の資産)と長期(保有期 間が5年を超える資産)に分けられます。これらがある場合は、裏面の『10 総合譲渡・一時所得の所 得金額に関する事項』に記入してください。

E 一時所得

生命保険契約や損害保険契約に基づく満期返戻金や賞金などがある人は、裏面の『10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項』に記入のうえ、支払証明書などを添付してください。

所得から差し引かれる金額に関する事項

(F) 社会保険料控除

令和6年中に支払った国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などがある場合は、表面の『3 所得から差し引かれる金額に関する事項』の「⑬」欄に記入のうえ、支払証明書または領収書を添付してください。

⑤ 生命保険料控除(詳細は7ページ)

表面の『3 所得から差し引かれる金額に関する事項』の「⑮」欄に支払った保険料を記入のうえ、控除証明書を添付してください。

① 地震保険料控除(詳細は7ページ)

表面の『3 所得から差し引かれる金額に関する事項』の「⑯」欄に支払った保険料を記入のうえ、控除証明書を添付してください。

① 寡婦・ひとり親控除(詳細は7ページ)

該当の場合は、寡婦控除またはひとり親控除を丸で囲んでください。寡婦控除の場合は、死別、離別、生死不明、未帰還のいずれかを丸で囲んでください。

① 勤労学生控除(詳細は7ページ)

該当の場合は、勤労学生を丸で囲み、在籍の学校名を記入してください。未成年(平成19年1月3日以降生まれ)の場合は、未成年を丸で囲んでください。また、学生証の写しを添付してください。

係 障害者控除(詳細は7ページ)

本人、同一生計配偶者または扶養親族が障がい者に該当する場合は、氏名と障害の程度を記入のうえ、障害者手帳または療育手帳または障害者控除対象者認定書の写しを添付してください。

① 配偶者控除・配偶者特別控除(詳細は7ページ)

配偶者の氏名、生年月日と個人番号(マイナンバー)を記入してください。

₩ 扶養控除(詳細は7ページ)

被扶養者の氏名、生年月日、同居・別居の区分、続柄、個人番号(マイナンバー)を記入してください。

N 雑損控除

令和6年中に災害や盗難、横領により資産に損失を受けた場合は、損失の金額および災害に関連した金額などを記入してください。

※災害や火災などで資産に損害を受けた場合は、罹災証明書や保険金支払証明書を添付してください。

◎ 医療費控除(詳細は8ページ)

本人や本人と生計を一にする親族のために支払った医療費がある場合は、「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」をご自身で作成し、添付してください。領収書の添付は不要です。また、領収書の添付だけでは医療費控除の適用を受けることはできません。

※支払った医療費が戻ってくる制度ではありません。

※セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、「②」欄の「選択する」にチェック▼ してください。令和6年中に一定の取り組みを行ったことを証明する書類(健康診断の受診や予防接種を証明する領収書、健康診断の結果通知表の写しなど)は自宅で5年間保管してください。 なお、セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除と選択適用となりますので、従来の医療費控除と重複して適用を受けることはできません。

その他の事項

P 所得の内訳(源泉徴収税額)

添付する収入に関する書類について、生じた所得の種類、種目(わからない場合は空欄可)、支払者の会社名、収入金額、源泉徴収税額を、源泉徴収票等を基に記入してください。

② 寄附金に関する事項

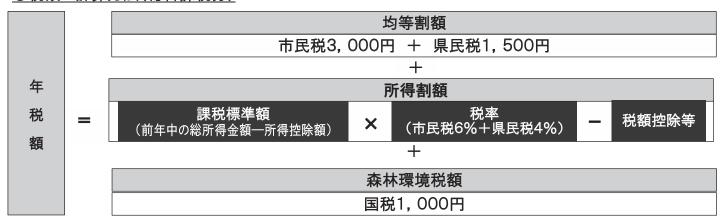
令和6年中に2,000円を超える寄附金を支払った場合は、寄附金の種類に応じて各欄に記入のうえ、寄附金の受領書を添付してください。

® 特定配当等・特定株式等譲渡所得の繰越損失控除について(経過措置)

特定配当等・特定株式等譲渡所得について、令和6年度から所得税と市民税・県民税の課税方式を統一することとなりましたが、令和4年度から令和5年度までの市民税・県民税申告をしている人で所得税と市民税・県民税の損失額が異なる場合は、経過措置として市民税・県民税申告が可能です。

参考資料

○税額の計算方法(総合課税分)



※なお、分離課税に係る計算方法は異なります。

〇所得関係

●給与所得の金額

給与等の収入金額	給与所得の金額				
~ 550,999円		0円			
551,000円 ~ 1,618,999円	Ц	又入金額-550,000円			
1,619,000円 ~ 1,619,999円		1,069,000円			
$1,620,000$ 円 \sim 1,621,999円		1,070,000円			
$1,622,000$ 円 \sim $1,623,999$ 円	1,072,000円				
$1,624,000$ 円 \sim 1,627,999円		1,074,000円			
$1,628,000$ 円 \sim 1,799,999円	収入金額÷4	X×2.4+100,000円			
1,800,000円 ~ 3,599,999円	(千円未満の端数切捨て)	X×2.8-80,000円			
$3,600,000$ 円 \sim $6,599,999$ 円	= X	$X \times 3.2 - 440,000$ 円			
6,600,000円 ~ 8,499,999円	収入金額	×0.9-1,100,000円			
8,500,000円 ~	収入	入金額-1,950,000円			

【所得金額調整控除】

(1) 子育てや介護を行っている者

給与収入が850万円を超える者で、次の条件のいずれかに該当する者

- ①特別障害者に該当する者
- ②特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養 親族を有する者
- ③23歳未満の扶養親族を有する者

控除額={給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円) -850万円} ×10%

(2) 給与所得と年金所得の双方を有する者

給与所得控除後の給与等の所得の金額と公的年金等 に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が 1 O万円を超える者

控除額={給与所得控除後の給与等の金額(10万円 超場合は10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円超の場合は10万円)} -10万円

●年金所得の金額

		公的年金に係る雑所得の金額						
年齢	公的年金等の収入金額 (Y)	(Y) 以外の所得に係る合計所得金額						
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超				
	~ 1,299,999円	Y-600,000円	Y-500,000円	Y-400,000円				
65歳未満	1,300,000円 ~ 4,099,999円	$Y \times 75\% - 275,000$ 円	Y×75%-175,000円	Y×75%-75,000円				
昭和35年1月2日	$4,100,000$ 円 \sim 7,699,999円	$Y \times 85\% - 685,000$ 円	Y×85%-585,000円	Y×85%-485,000円				
以後に生まれた方	$7,700,000$ 円 $\sim 9,999,999$ 円	$Y \times 95\% - 1,455,000$ 円	$Y \times 95\% - 1,355,000$ 円	$Y \times 95\% - 1,255,000$ 円				
	10,000,000円 ~	Y-1,955,000円	Y−1,855,000円	Y −1, 755, 000円				
	~ 3,299,999円	Y-1,100,000円	Y-1,000,000円	Y-900,000円				
65歳以上	$3,300,000$ 円 $\sim 4,099,999$ 円	$Y \times 75\% - 275,000$ 円	$Y \times 75\% - 175,000$ 円	$Y \times 75\% - 75,000$ 円				
昭和35年1月1日	4,100,000円 ~ 7,699,999円	$Y \times 85\% - 685,000$ 円	$Y \times 85\% - 585,000$ 円	$Y \times 85\% - 485,000$ 円				
以前に生まれた方	7,700,000円 ~ 9,999,999円	$Y \times 95\% - 1,455,000$ 円	$Y \times 95\% - 1,355,000$ 円	$Y \times 95\% - 1,255,000$ 円				
	10,000,000円 ~	Y-1,955,000円	Y−1,855,000円	Y-1,755,000円				

●分離課税所得の申告方法

申告分離課税の所得がある場合は、別途「分離課税等用」申告書による申告が必要になります。土地建物等の不動産や株式等を売却した所得(譲渡所得)、先物取引に係る雑所得等があった人で、所得税の確定申告が必要なかった人でも、市民税・県民税の申告は必要です。

- ※市町村などに不動産などを売却し、収用として取り扱ったものは、収用証明等の提示が必要です。
- ※分離課税所得等用の申告書は、市役所税務課の窓口に準備しています。
- ※上場株式等で特定口座の源泉徴収口座で管理されている株式等譲渡所得は、配当所得と同様に市民税・県民税の株式等譲渡所得割が特別徴収されているため、申告の義務はありません。申告する場合は、配当所得と同様に裏面の『14 配当割額又は株式等譲渡所得割額に関する事項』を記入します。また、上場株式等の配当所得について、申告分離課税を選択した場合は、過去3年間以内に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額との間で損益通算できます。

◎控除関係

控除の種類			, ,		Life BA dee				
	支払った保険料 控除額								
		15,000円以下	支払額の全額 支払額×1/2+7,500円						
	旧契約	15,000円超 40,000万							
	(H23.12.31以前)	40,000円超 70,000円	月以下	支払:					
		70,000円超	35)					
生命保険料		12,000円以下	-1-11						
控除	新契約	12,000円超 32,000円		支払					
1工 60	(H24.1.1以後)	32,000円超 56,000円	9以下		額×1/4+14,0				
		56,000円超			<u>,000円(限度額</u>	•			
	※一般生命保険料、介護保険料、個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計								
	額の合計額(限								
		料または個人年金保険料につ				余の適用を受			
	ける場合、それ	ぞれ上の算式により計算した		額(限度額28					
		支払った保険料	ł		控除額				
	地震保険	50,000円以下			支払額×1/2				
	地反外医	50,000円超		25	5,000円(限度額	j)			
地震保険料		5,000円以下			支払額の全額				
控除	旧長期保険	5,000円超 15,000円]以下		額×1/2+2,50				
		15,000円超			,000円(限度額				
		旧長期契約の両方がある場合	}は、上の算式	により計算し	た控除額の合語	十額			
	(限度額25,000	円)							
	配偶者の		納税者本人の企						
	年齢	900万円以下	900万		950万円超				
配偶者控除			950万円		1,000万				
	70歳未満	33万円	22万		11万				
	70歳以上	38万円	26万		13万円				
	※生計を一にす	る配偶者の前年の合計所得金							
	配偶者の			合計所得金額	950万	III ‡ ∅			
	合計所得金額	900万円以下	900万		1,000万				
	48万円超		950万円以下 22万円						
	95万円以下	33万円	22万	円	11万	円			
	95万円超	33万円	22万	П	11万	îШ			
	100万円以下	29/2/11		1 1	11/3	11			
	100万円超	31万円	21万	円	11万	刊			
	105万円以下 105万円超								
配偶者特別	110万円以下	26万円	18万	刊	9万	円			
控除	110万円超	21万円	14万	: III	7万	Ш			
	115万円以下	2177 🖯	14/	П	173				
	115万円超	16万円	11万	· 円	6万	円			
	120万円以下 120万円超								
	125万円以下	11万円	8万	円	4万	円			
	125万円超	6万円	4 17	Ш	2万	Ш			
	130万円以下	0 <i>/</i> / [1	4万円		2/3	П			
	130万円超	3万円	2万円		1万	円			
	133万円以下	昭和30年1月2日から平成1			70-5-1-2-1-1				
	一般の扶養親族	昭和30年1月2日から平成1 平成18年1月2日から平成2				33万円			
	特定扶養親族	平成16年1月2日から平成2 平成14年1月2日から平成1				45万円			
扶養控除		昭和30年1月1日		の直系尊属で、本人ま		45万円			
	老人扶養親族	以前生まれ(70歳以上)		人外の老人扶養		38万円			
	※生計を一にす	る扶養親族の前年の合計所得			Chunk	35/3/13			
	その他の障害				の場合	26万円			
D	杜 印 [本人または同一生計配偶者、扶養親族が障がい者の場合 本人または同一生計配偶者、扶養親族が特別障がい者の場合							
障害者控除	特別障害	(身体障害者手帳1級・2級⊄	30万円						
	同居特別障害	特別障がい者である同一生	53万円						
ひとり親控除		いない、または配偶者が生死	30万円						
してり机圧体		にする子を有し、合計所得金	90/J [7]						
		こ該当しない人のうち、合計所得金額が500万円以下で、次の①または							
寡婦控除	②に該当する場					26万円			
24- WH 172 MV		は夫が生死不明となった後に	20/011						
		した後に婚姻をしていない人で、扶養親族を有している人							
勤労学生控除	前年の給与所得	i 所得が75万円以下で給与所得以外の所得金額が10万円以下の勤労学生 26万円 26万円 26万円 26万円 26万円 26万円 26万円 26万円							
	納税義務者の		2,400万円以下	- N -		43万円			
基礎控除	合計所得金額		5円超2,450万F 5円超2,500万F			29万円			
		2, 450)	15万円						

申告書の作成に、「住民税額シミュレーションシステム」をご活用ください。

【住民税額シミュレーションシステムでできること】

- ●市民税・県民税額の税額試算
- ●市民税・県民税申告書の作成(作成した申告書は郵送により提出してください。)

詳しくは、糸島市ホーム ページをご覧ください。



Q サイト内検索

住民税額シミュレーション×

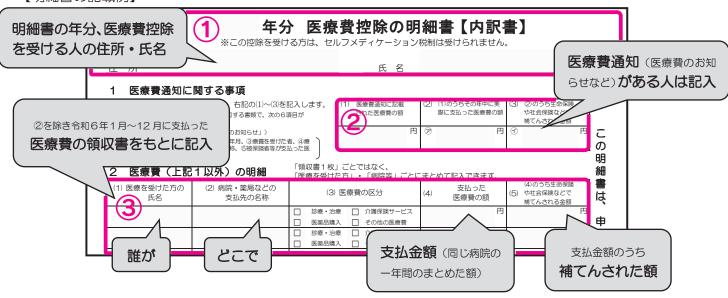
手軽で便利!





医療費控除の適用を受ける際は、明細書をご自分で作成し添付してください。

【明細書の記載例】



※医療保険者が発行する医療費通知(医療費のお知らせなど)に記載がある医療費分は明細の作成が省略できます。(医療費通知を添付してください。)

上記①~③の項目を記載し、明細書は自分で用紙(国税庁ホームページ掲載の様式、便せんなど)を作成してください。

- ※明細書の添付がない場合、医療費控除は適用できません。
- ※領収書は自宅で5年間保管です。領収書を郵送しないでください。
- ※公共交通機関以外の交通費(タクシー代、ガソリン代、駐車場代など)は、必要性がある場合(夜間の診療のため公共交通機関が動いていないなど)を除き対象外です。

◎控除額の計算

А	支払った医療費	(合計) 円
В	保険金などで 補てんされる金額	
С	差引金額 (A-B)	(マイナスのときは0円)
D	所得金額の合計額	
Е	D×0. 05	(赤字のときは0円)
F	Eと10万円のいずれか 少ないほうの金額	
G	医療費控除額 (C-F)	(最高200万円、赤字のときは0円)

本人確認書類について

申告書の提出の際には、マイナンバーの記載+本人確認書類(番号確認書 類及び身元確認書類)の提示または写しの添付が必要です。

- ◆マイナンバーカードをお持ちの方 マイナンバーカードの写し(裏表)
- ◆マイナンバーカードをお持ちでない方

<番号確認書類>

- マイナンバー通知カードの写し
- ・個人番号が印字された住民票の 写しまたは住民票記載事項証明 書の写し

いずれか一つ

<身元確認書類>

- ・運転免許証の写し
- ・公的医療保険の被保険者証の写し
- パスポートの写し
- 身体障害者手帳の写し など いずれかー

申告についてのお問い合わせ

電話の際はお掛け間違いにご注意ください。

市民税・県民税の申告

糸島市役所 税務課 市民税係 【電話】092 - **323** - 1111 (代表)



所得税および復興特別所得税の確定申告

国税相談専用ダイヤル

【電話】0570-00-5901

西福岡税務署

【電話】092 - 843 - 6211 (代表)

